

土壌簡易検査に係る特記仕様書

土壌汚染対策については、「土壌の汚染に係わる環境基準について（平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号）」、「土壌汚染対策法（平成 14 年 5 月 29 日法律第 53 号）」、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成 9 年 10 月 17 日条例第 35 号）」等に従い、また、「県土整備局工事に係る土砂検定基準（平成 21 年 4 月 1 日施行）（令和 4 年 4 月 1 日改正）」に準拠して実施することとしているが、鎌倉市手広受入地へ土砂を搬出する工事に関しては本特記仕様書を併せて適用する。

1 土壌簡易検査の対象工事

鎌倉市手広受入地へ土砂を搬出するすべての工事。

2 土壌簡易検査の方法

- (1) 掘削面積 900 m²毎に 5 地点を測定地点として選点し、深さ 5 cm から 50cm までの土壌の水素イオン濃度指数を起電式簡易土壌酸湿度測定器で測定する。
- (2) 上記 (1) の結果を様式 A に記入し、測定地点を記入した平面図を添付して監督員へ報告する。
- (3) その他事項については、別紙 1 を参考とする。

3 基準超過土砂への対応方法

- (1) 上記 2 の結果、水素イオン濃度指数の測定値が 3.5 から 8.0 の基準値を満たさない場合にあっては、その処理方法等について発注者と協議するものとする。
- (2) 協議の結果、土砂検定試験を行うときは、「県土整備局工事に係る土砂検定基準（平成 21 年 4 月 1 日施行）（令和 4 年 4 月 1 日改正）」（以下、「土砂検定基準」という。）に準拠して検定試験を実施するものとし、検定試験の項目は別表 1、結果報告に係る様式は様式 2 とする。
- (3) 検定試験の結果、土砂検定基準に規定する基準値に適合した土砂については、協議により指定処分先の変更をする場合があります。また、基準値に適合しない土砂については、発注者、関係環境部局等とその処理方法等について協議するものとします。

4 その他

土砂搬入整理券の発券申込にあたっては、以下に掲げる申請書類を一式にして受付窓口へ提出すること。

- 公共建設発生土搬入（変更）申込書
- 様式 A（監督職員が内容確認した書面の写し）
- 様式 2（上記 3 (2) に基づく検定試験を実施した場合）
- 監督職員から受理した土砂検定基準に基づく「土砂検定調書」（様式 1）及び添付書類の写し

（土砂検定基準に基づく検定試験を実施した場合は、検定試験結果証明書（様式 2）を含む。）